

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 3 月 21 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 3 月 ～ 令和 12 年 2 月
<u>申請者（代表者）</u> 弘中 静雄	<u>都道府県</u> 山口県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者 弘中 静雄 生産部門担当 弘中 周平 販売部門担当 弘中 周平 弘中 直美 <input type="checkbox"/> スマート農業技術活用サービス事業者（ ） <input type="checkbox"/> 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> ・ 水稻の作付け準備から田植えの時期が麦・玉ねぎの収穫作業と重なることから作業の遅延が生じている。このため、水稻の播種及び施肥をドローンで行うことで作業競合を解消したい。	
対象品目	水稻
活用するスマート農業技術	農業用ドローン
導入する新たな生産の方式	
<input checked="" type="checkbox"/> イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
<input type="checkbox"/> ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
<input type="checkbox"/> ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
<input type="checkbox"/> ニ	その他
(内容) ドローンによる直播栽培に変更し、直播栽培に適した水及び施肥管理等を実施	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> ドローンを導入し直播栽培に適した栽培方式に転換することにより、作業時間の短縮及び省力化を図り、併せて適期管理による収量増により労働生産性の向上を図る。	

【活用予定の特例措置】

- 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）